



府中第三小学校 PTAのしおり

目次

三小PTAが目指すもの	1
三小PTAの組織と活動内容	2
各部の活動	3
免除規定	4
ボランティア募集について	5
来校の際のお願い	6
見守りボランティアへの協力	6
PTA保険について	7
PTA会則	8

三小PTAが目指すもの!

全ての三小生に
最高の学校生活を
過ごしてもらおう!

月
日
()
〜

私たち、PTAが子供たちに出来ること

学校への積極的な協力を!

学校生活をより良いものにするため、
学校運営や行事に保護者として出来る
ことは積極的に協力する

保護者のための学習機会を!

家庭教育や子育ての知識を得ること
で子供たちはもちろん保護者や教員
自らが成長する機会を提供する

家庭・学校・地域の懸け橋に!

保護者は地域の一員です!学校や地
域と連携して子ども達の安全・安心
や教育環境の改善と充実を図ります

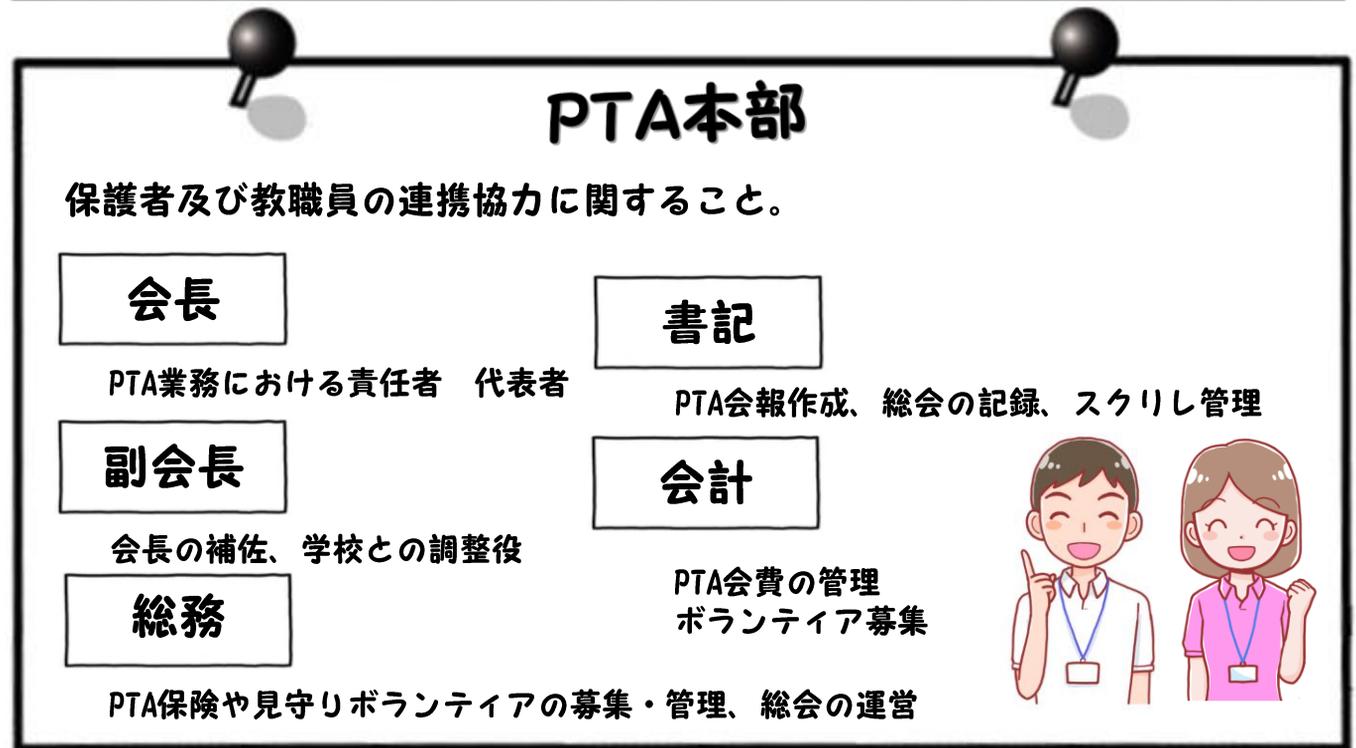
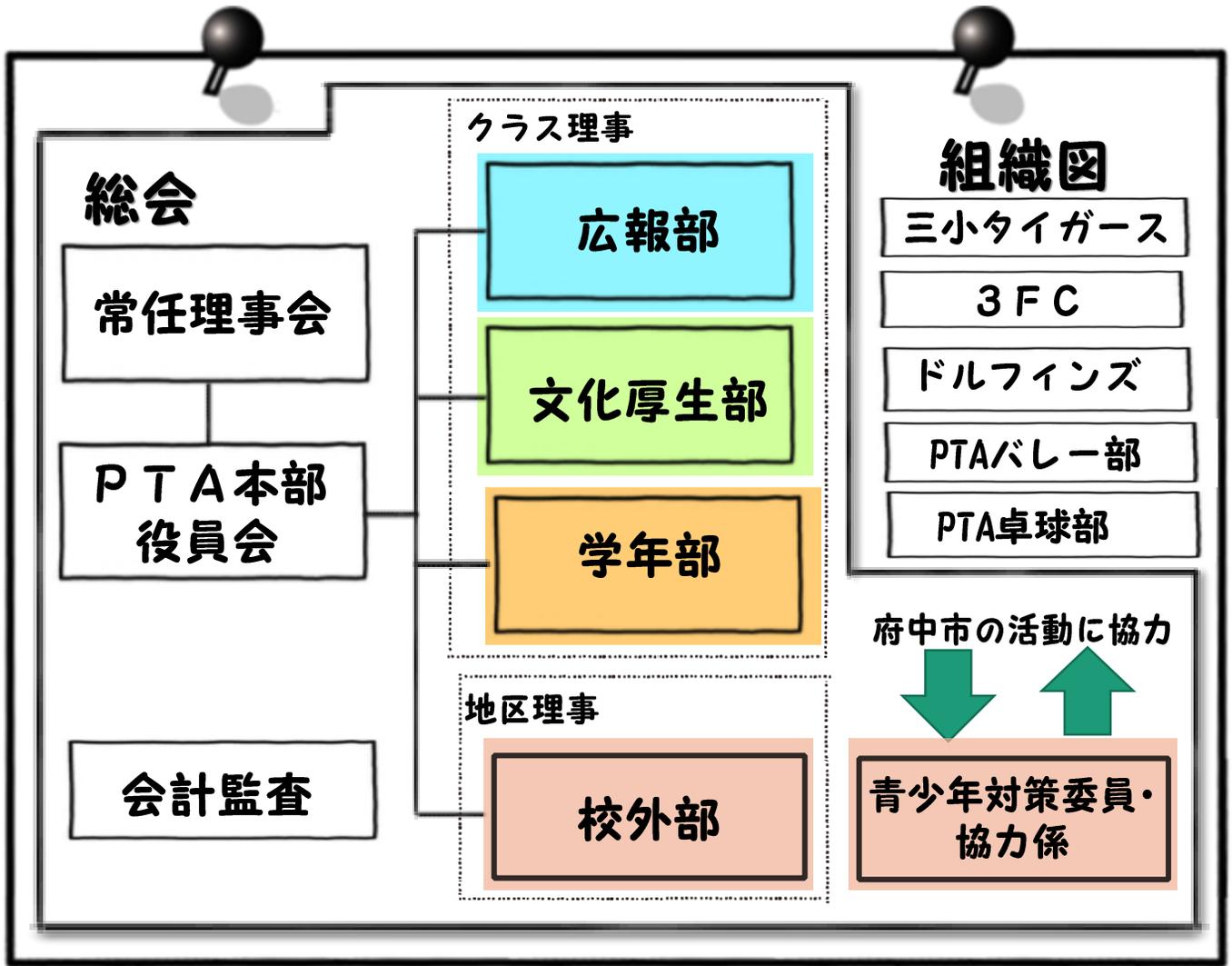


PTAってなに?

PTAは英語の Parent(親)-Teacher(教師)-Association(組織)の頭文字をとったもので、保護者と教職員からなる自主的かつ対等の立場で活動する任意加入の団体です。

保護者と教職員が協力して、子供の健やかな成長を図ることを目的としています。

三小PTAの組織と活動内容



各部の活動

広報部



年に3回※発行する
三小PTA広報誌「せんだん」の編集
と発行を行います。

- こんな方におすすめ
運動会や展覧会で子供たちの生き活
きた表情や作品を記録したい！
学校の魅力を伝えたい！
先生達を取材してみたい！

※コロナ禍で学校行事が縮小や中止になった場合は
発行回数が少なくなる場合があります。

- 広報部の活動回数はどれくらい？
年5回程度の部会と学校行事等の記録
撮影です。発行号毎に業務分担するので、
ひとりの活動回数はもう少し少ないです。

例年4月に各クラスから2名の
クラス理事の選出をお願いしています。

クラス理事の皆さんには、各部に
分かれて活動して頂いております。

※校外部地区理事は各地区から
選出されています。



文化厚生部

児童福祉の質向上と会員同士の親睦を
目的とした研修や学習会の企画や運営
を行います。

- こんな方におすすめ
家庭教育や子育て・育児に関する
ワークショップや講演会を開いてみ
たい！企画したい！
自分と同じ子育ての悩みを持つ親
にとってためになる事業を企画して
意見交換や親睦を図りたい！

- 文化厚生部の活動回数はどれくらい？
年4回の部会の他に事業や企画の
日程が近くなると必要に応じて集ま
ることがあります。

学年部

学年交流会（各学年）や給食試食会
の企画・運営を行います。
各クラスから選出されるクラス理事
のうち1名は学年部に所属します。

- こんな方におすすめ
子供たちと一緒に楽しめるイベン
トを企画したい！実施したい！
学校で子供たちと交流したい！

- 学年部の活動回数
年8回の部会の他に事業や企画の日程
が近くなると必要に応じて集まること
があります。

各部の活動

校外部

地区理事

集団登校の指導や見守り、地域との連携による通学路の安全点検に関する活動や研修会に参加します。



青少年対策委員会・協力係

子供たちが安心して遊びや学びに参加することで創造性や社会性を身に付け、様々な価値観を認め合う地域の子供たちのふれあいの場を創出する青少年対策委員会の活動に参加します。

■主な活動

- 地域パトロールの実施
登下校時の危険箇所や夜間の見回り
- 子供たちの遊びや学びの機会創出
早朝ラリーや交流会・軽スポーツ大会の参加、地域清掃など
- 研修会の受講
子供を取り巻くSNSなどのネット環境のトラブル防止のための研修会

(新) 免除規定

■役職経験者・本部経験者の免除について（免除＝○ 免除なし＝×）

	クラス理事※1			校外部理事			青少対	
	部長	副部長 書記 会計	役職外	部長	副部長 書記	役職外 地区理事	委員	協力係
クラス理事 部長経験者	○	○	○	○	○	×	○	×
クラス理事 副部長・書記・会計経験者	○	×	×	○	×	×	×	×
校外部 部長経験者	○	○	○	○	○	○※2	○	×
校外部 副部長・書記経験者	○	×	×	○	○	×	×	×
本部役員経験者	○	○	○	○	○	○※2	○	○

■クラス理事のPTA活動の免除について

- ・同じ年度内に大きな役が重複しないよう、クラス理事をお引き受けいただいた方は下記役職を免除します。
校外部三役、青少対委員、本部役員、兄弟姉妹の学年のクラス理事
- ・免除規定は、当該児童だけではなく、兄弟姉妹（今後入学予定児童も含む）にも適用されます。

※1 クラス理事は、広報部、文化厚生部、学年部のことです。

※2 地区理事に関しては、各地区の世帯数によるところがあるので、再選出される可能性もあります。

ボランティア募集(お手伝い)について

P T Aは、学校や子供たちが参加する地域の事業に協力しています。
各事業のお手伝いを会員の皆さんにその都度お願いしています。
お手伝いはどれも半日以内で終わるよう分担して配置しています。
詳しくは下の表をご覧ください。

*コロナの影響で休止している事業もあります。



時期	お手伝いの事業名	お手伝いの内容	担当時間
通年	読み聞かせ	朝のホームルームの時間に教室で子供たちに本の読み聞かせをします	15分程度
1学期	議案書綴じ	総会の議案書をホッチキスで閉じる作業	1時間程度
	道徳授業地区公開講座	受講者として参加	2時間程度
	学校公開	来校者の受付	30分程度
	三地区座談会	受講者として参加	1時間程度
	片文まつり	片町文化センターまつりのお手伝い	3時間程度
2学期	片文レクリエーション大会	片文レクリエーション大会のお手伝い	2時間程度
	運動会	来校者の受付・(自転車整理)	30分程度
	学芸会・展覧会(作品展)	来校者の受付	30分程度
	片文年忘れの集い	片文年忘れの集いの準備など、お手伝い	1時間程度
	P連健全育成委員会	受講者として参加	2時間程度
	家庭教育学級	受講者として参加	2時間程度尾
3学期	P連家庭教育学級	受講者として参加	2時間程度
	学校公開	来校者の受付	1時間程度



来校の際のお願い

校内における防犯対策強化の一環として、来校の際は必ず専用名札の着用をお願いします。これは、名札の着用がない人物への警戒と声掛け等により、無断立入の不審者に早期対応するための取り組みとなりますので、徹底をお願いいたします。



- 校内に立ち入る際は必ず名札を着用してください。
- 校舎内へは2階正面玄関からお入りください。
- 保護者会や学校公開等の学校行事については、学校が指定したルートに従ってください。



名札用紙の不足やケースが破損した場合は、PTA本部にお問い合わせください。
名札ケースの指定はありません。



見守りボランティアへの協力



学校と保護者、地域の方々が協力して「パトロール中」の腕章を付けて登下校中の子供たちを「見守る」ことで、子供たちが安心して通学できる安全な環境をつくることを目的としています。

子供を見守る多くの大人の目があることで犯罪抑止の効果を高めます。

見守りの極意

其の壹

「出来る場所」「できる時間」「できる範囲」

其の貳

ちょっとした買い物や散歩の際に腕章をバッグのベルトに通しておくだけでもOK

其の参

顔見知りの子には、なるべく声をかけて

お願い

- 事件や事故が起きたときは
- 事件や事故を見かけたときは
- 不審者がいるときは

自分で解決しないですぐ 110番

※事件や事故に巻き込まれた子供は一人にさせず学校に連絡してください



PTA保険について

三小PTAは、PTA団体傷害保険とPTA賠償責任保険に加入して、会員の皆さんが安心してPTA活動に参加できるよう準備しています。
 その他に、府中市や市の教育委員会が子供たちの安心・安全を確保するため共済制度等に自動加入しているので確認しておきましょう。



	PTA団体傷害保険 PTA賠償責任保険	災害共済給付制度 (見舞金制度)	ちょこっと共済 (見舞金制度)
負担者	三小PTA	教育委員会	府中市
対象	PTA会員	児童	児童
補償の範囲	PTA主催または共催による活動中	学校の管理下で生じたもので療養に要する費用が5,000円以上	交通災害を受けた日から1年以内の治療まで
賠償責任保険	PTA活動に起因した偶発的な事故で他人の体に障害を与えてしまった		
	PTA活動に起因した偶発的な事故で他人の財物を損壊した		
	PTAが第三者から借用した財物をPTA会員または児童が損壊・紛失した		
傷害保険 (見舞金)	PTAが主催または共催する事業で会員がケガをした	学校の管理下において負傷・疾病・障害・死亡したとき	交通災害で死亡・重度の後遺障害・入院日数・治療日数に応じて
	PTAが児童の登下校に伴う安全指導中にケガをした	登下校中において負傷・疾病・障害・死亡したとき	
	PTA行事後の帰宅中の交通事故に遭いケガをした		

ご注意ください

東京都では令和2年4月より自転車保険の加入が義務付けられました。
 自転車保険は自転車運転中の自分のケガに備える傷害保険と相手への損害賠償に備える個人損害賠償責任保険がセットになった保険です。
 過去には子供による自転車事故で約9500万円の賠償が保護者に命じられたケースもありますので必ず加入しましょう。



PTA会則

府中第三小学校PTA会則

第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は府中第三小学校PTAと称し、事務局を府中第三小校内に置く。

(会の性格)

第2条 本会は民主的団体であり、いかなる宗教や政党にも属さず、また、その活動に加わってはならない。

2 本会は如何なる理由があっても学校の人事に関して一切干渉してはならない。

3 本会は営利や個人の利益を追求してはならない

(目的)

第2条 本会は家庭と学校、地域社会が相互に連携し良好な教育環境の創造に努め、心身ともに健康な児童の育成を図ることを目的とする

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 学校および地域社会における教育環境の整備充実に関すること

(2) 地域における児童の安全確保および生活指導に関すること

(3) 児童および会員の福利厚生ならびに会員の親睦に関すること

(4) 会員および教職員の児童福祉に係る資質向上に関すること。

(5) 学校および本会の運営ならびに活動の広報に関すること。

(6) その他教育上必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員になることができるのは、府中第三小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者(以下「保護者」という)、および府中第三小学校に在籍する教職員(以下「教職員」という)とする。

2 前項に掲げる者以外で本会に協力する者を賛助会員とする。

第2章 役員等

(役員)

第5条 本会は会員から次の役員を置く。

ただし、会長を除いた役員は諸事情に応じて増減することができる。

(1) 会 長 1名(保護者)

(2) 副会長 2~4名(保護者・副校長)

(3) 総 務 1~2名(保護者)

(4) 書 記 2名(保護者)

(5) 会 計 2名(保護者)

(6) 会計監査2名(保護者)

2 役員(会計監査を除く)はPTA本部に属し、次にあげる活動を行う。

(1) 保護者及び教職員の連携協力に関すること。

(2) 役員選考に関すること。

(職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、その会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(3) 総務は総会および役員会等の運営ならびに進行にあたる。

(4) 書記は総会および役員会等の記録ならびにPTA会報の発行にあたる。

(5) 会計は出納その他の会計事務にあたる。

(6) 会計監査は会計事務を監査し、総会においてその結果を報告する。

(役員選出)

第7条 会長、副会長、会計、会計監査はPTA本部において選出し、総会で承認を得なければならない。

2 総務及び書記は会長がこれを委嘱するものとする。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし2期まで再任を妨げないものとする。

2 会計監査の任期は1年とする。

(役員の補充)

第9条 役員の補充はPTA本部で選出され、常任理事会の承認を得なければならない。

(顧問)

第10条 学校長を本会の顧問とし、次章に定める各機関に出席し意見を述べるができる。

(理事)

第11条 各学級から1名の理事(クラス理事)を選出する。

2 各地区から若干名の理事(地区理事)を選出する

3 教職員は全て理事とする。

(専門部)

第12条 本会に次の各専門部をおき、本校PTAの目的達成のための諸活動を分担する。

(1) 学年部

学級担任及び学級、学年の交流に関すること。

(2) 校外部

地域連携及び通学の安全確保に関すること。

(3) 文化厚生部

児童福祉の資質向上及び会員相互の親睦を目的とした研修や学習会の企画運営に関すること。

(4) 広報部

広報紙「せんだん」の発行及び学校行事等の記録に関すること。

2 各専門部の部員はクラス理事をもって当てる。

3 各専門部には部長、副部長、書記を置き、部員の互選により選出する。

(常任理事)

第13条 専門部の部長は常任理事とする

2 常任理事、理事、会計監査は相互にこれを兼ねることができない。

第3章 機関

(機関)

第14条 本会には次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 常任理事会

(3) 役員会

(4) 部会

(総会)

第15条 総会は本会の最高議決機関で、定期総会と臨時総会からなる。

2 定期総会は年度当初の1回とする。また、臨時総会は常任理事会において必要と認めた場合、会長がこれを招集する。

3 総会は、全会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。

4 総会における議決は、出席者の過半数の同意を要し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

5 総会は書面による審議の上、書面評決にて決議することができる。

6 総会の議長は、その都度会員から選出する。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する

(1) 事業計画および収支予算に関する事項。

(2) 事業報告および収支決算に関する事項。

(3) 役員承認に関する事項。

(4) 会則の改正に関する事項。

(5) その他の重要事項。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は本会の執行機関であり、役員(会計監査を除く)及び常任理事をもって構成し、各部会との連携を図りながら事業全般を掌握し、会則に基づき事業推進のための企画、調整および提案事項の審議を行う。

(役員会)

第18条 役員会は役員(会計監査を除く)をもって構成し、本会の事業推進のための企画、調整を行うとともに常任理事会における議案の作成を行う。

第4章 会計

(経費)

第19条 本会の運営経費は会費、寄付金、活動収益、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 会費は児童数にかかわらず会員一世帯あたり年額1,800円とする。なお、賛助会員の会費は年額1,000円とする。

(会計)

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第22条 本会の予算は年度末に予算案を編成し、年度当初に常任理事会で審議したのち総会に計り承認を得る。

(会計監査)

第23条 本会の会計事務が適正に執行されるため、会計監査は年二回監査を行い、その結果を総会で報告しなければならない。

(会計細則)

第24条 その他会計に関する事項については、府中第三小学校PTA会計細則に定めるものとする。

第5章 改正

(改正)

第25条 本会の会則は、総会において過半数の賛成があれば改正することができる。

第6章 個人情報の取り扱い

(個人情報保護規程)

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については府中第三小学校PTA個人情報保護規程を別に定め適正に運用する。

附則

この会則は、昭和39年4月27日より施行する。

昭和41年5月7日	一部改正同施行
昭和42年5月	一部改正同施行
昭和46年4月	一部改正同施行
昭和48年5月	一部改正同施行
昭和51年	一部改正同施行
昭和53年	一部改正同施行
昭和56年	一部改正同施行
昭和58年	一部改正同施行
平成2年	一部改正同施行
平成8年	一部改正同施行
平成14年	一部改正同施行
平成27年	一部改正同施行
平成30年	一部改正同施行
令和2年	一部改正同施行
令和3年	一部改正同施行
令和4年4月28日	全部改正同施行

